

政治社会学会会則

第1条(名称)

本会は、政治社会学会(The Association for the Study of Political Society)と称する。

第2条(目的)

本会は、政治社会の研究を促進し、その発展・普及を図ることを目的とする。

2 本会の対象とする研究の詳細については学会方針で別に定める。

第3条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 研究大会、研究会、シンポジウム等の開催。
- (2) 機関誌その他の図書およびニュース・レター等の発行。
- (3) 海外の研究者、研究機関等との国際的関係活動。
- (4) 前各号の外、理事会において適当と認められた事業。

第4条(会員)

本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 法人会員 本会の目的に賛同して入会した法人・団体その他の組織。
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人。

第5条(入会)

本会への入会を希望する者は所定の入会申込書を提出し、理事会の議を経て、入会することができる。

第6条(会費)

会員は、理事会で別に定める会費規程に従い、会費を納めなければならない。

第7条(退会)

会員は、理事会において定める退会手続により、任意に退会することができる。

第8条(除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の会則その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名するべき正当な事由があるとき。

2 理事会は、当該会員に対し、当該総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

第9条(会員資格の喪失)

会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条による退会手続が完了したとき。
- (2) 会費の滞納の事由により、理事会が退会を決めたとき。

- (3) 会員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (5) 会員である組織又は団体が解散したとき。
- (6) すべての会員が同意したとき。

第10条(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務を免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及び寄付金等を返還しない。

第11条(役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名。
- (2) 副理事長 若干名。
- (3) 理事 30名以内。
- (4) 監事 2名。
- (5) その他理事会が設置を決めた役員。

第12条(理事)

理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

2 理事は、総会において選任される。

第13条(理事会)

理事会は全理事によって構成される。

2 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

3 理事会に出席しない理事は、書面により、他の出席会員に、その議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席とみなす。

4 理事会の議事については、書面又は電磁的方法により議事録を作成する。

5 議事録には、議長および出席した正会員のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

6 理事会は、必要に応じて、理事、監事以外の者を理事会に出席させることができる。

第14条(理事及び監事の選任)

理事及び監事は、別に定める「政治社会学会／理事・監事選任規程」に従い、総会において選任する。ただし、顧問経験者を理事・監事に選任することはできない。

第15条(理事及び監事の任期)

理事及び監事の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補充として就任した理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第16条(理事長・副理事長)

理事長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、その職務を代行する。

3 理事長および副理事長は、理事会の互選によって推薦され、総会において選任される。

第17条(監事)

監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

2 監事は、必要があると認めるときは理事会に出席し、意見を述べなければならない。

第18条(評議員)

評議員は評議員会を構成し、理事長の諮問に答える。

第19条(総会)

理事長は、少なくとも毎年一回、会員の通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

3 会員の5分の1以上の者が、会議の目的たる事項を示して総会の開催を請求したときは、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

第20条(総会議決権)

総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員に、その議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席とみなす。

第21条(総会議事録)

総会の議事については、書面又は電磁的方法により議事録を作成する。

2 議事録には、議長および出席した正会員のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

第22条(経費)

本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第23条(事業年度)

本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

第24条(予算・決算の承認)

理事長は、予算及び監事の監査を経た決算書を総会に報告し、その承認を得るものとする。

第25条(会則変更)

本会則を変更するには、総会における出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附則(2010年3月2日)

1 この会則は、本会の創立の日、2010年3月2日から施行する。

2 創設期の役員の任期は特例とし、2010年3月2日の創立の日から2013年の総会までとする。

附則(2010年6月12日)

本会則は、2010年6月12日に改正し、同日から施行する。

附則(2012年11月24日)

本会則は、2012年11月24日に改正し、同日から施行する。

附則(2021年3月6日)

1 本会則は2021年3月6日に改正し、同日から施行する。

2 本会則第11条に拘わらず、2020年11月8日に選任された第6期役員の任期は2022年12月31日までとする。

附則(2021年9月4日)

本学会の所在地を以下に置く。

〒567-8502 大阪府茨木市西安威 2-1-15 追手門学院大学奥井克美研究室

附則(2022年12月10日)

本会則は2022年12月10日に改正し、同日から施行する。